

## 庁舎型勤務職員の勤務時間の弾力化の実施について

## 1. 目的

現在の庁舎型勤務を基本としながらも、勤務時間外に恒常的な業務が発生している職場等において、実情に合った勤務形態を設定することで、勤務時間を適正化し、労働時間の縮減および働きやすい職場づくりを目指す。

## 2. 適用職場

現在、シフト勤務を行っていない全職場。

## 3. 勤務シフト

## ① シフト1

7:45	11:15	12:15	16:30
勤務時間 (3:30)	休憩 1 H	勤務時間 (4:15)	

## ② シフト2

8:00	11:30	12:30	16:45
勤務時間 (3:30)	休憩 1 H	勤務時間 (4:15)	

## ③ 庁舎型

8:30	12:00	13:00	17:15
勤務時間 (3:30)	休憩 1 H	勤務時間 (4:15)	

## ④ シフト3

9:30	13:00	14:00	18:15
勤務時間 (3:30)	休憩 1 H	勤務時間 (4:15)	

## ⑤ シフト4

10:30	14:00	15:00	19:15
勤務時間 (3:30)	休憩 1 H	勤務時間 (4:15)	

## ⑥ シフト5

11:30	15:00	16:00	20:15
勤務時間 (3:30)	休憩 1 H	勤務時間 (4:15)	

## 4. 適用開始日

平成29年10月1日